

平成 25 年 7 月 19 日
中国四国地方環境事務所

公共サービス改革法に基づく「大山隠岐国立公園大山寺及び榎水原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務」の落札者決定に伴う契約の締結について

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）」（以下「法」という。）に基づく民間競争入札を行った「大山隠岐国立公園大山寺及び榎水原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務」については、平成 25 年 6 月 6 日に開札を行い、落札者を決定し、次のとおり契約を締結しましたので公表します。

1 契約の相手方の住所、名称及び代表者

鳥取県鳥取市福部町湯山 2164-661

一般財団法人 自然公園財団 鳥取支部所長 音田 研二郎

2 契約金額

42,751,800 円（消費税及び地方消費税含む）

3 大山隠岐国立公園大山寺及び榎水原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務の業務内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 業務の内容

ア 大山情報館の管理運営

イ 豪円山野営場及び下山野営場の管理運営

ウ 下山公衆便所、榎水原公衆便所、下山駐車場、榎水原駐車場及び榎水原園地（北部）
(公衆便所含む。) の保守管理

(2) 業務の実施に当たり確保されるべき質

ア 大山情報館管理運営

(ア) 大山情報館管理運営業務を適正に行うため、別に定める業務を確実に実施すること。

(イ) 大山情報館の利用者の視点において、清潔・安全な状態を維持していること。

利用者に対するアンケートを行い、職員の対応、館内の清掃状況（トイレを含む）及び館内の施設配置（机や椅子等）について「やや不満」及び「不満」の割合がおおむね 1 割以上となる場合、又は利用者から意見等がある場合は、清掃・点検の頻度を見直す等の対応すること。

(ウ) 国立公園の利用に必要な情報を、利用者の需要に応じて正確に提供すること。

利用者に対するアンケートを行い、必要な自然情報について「入手できなかつた」及び「入手できたが内容が不十分であった」との割合がおおむね 1 割以上と

なる場合、又は利用者から意見等がある場合は、情報提供のあり方を検討し必要に応じて改善を行うこと。ただし、国立公園の適正な利用において「不要」と国が判断するものを除く。

イ 野営場管理運営

- (ア) 野営場管理運営業務を適正に行うため、別に定める業務を確実に実施すること。
(イ) 野営場の利用者に対して、清潔・安全な状態を維持していること。

利用者に対するアンケートを行い、キャンプ場のスタッフの対応及びキャンプ場内の清掃について「やや不満」及び「不満」の割合がおおむね1割以上となる場合、又は利用者から意見等がある場合は、清掃・点検の頻度を見直す等の対応をすること。

- (ウ) 野営場利用者に対して必要な物品を提供すること。

利用者に対するアンケートを行い、利用者から提供する物品について意見・要望があった場合は、物品提供のあり方について検討し、必要に応じて改善を行うこと。

ウ 公衆便所等保守管理

公衆便所等保守管理業務を適正に行うため、別に定める業務を確実に実施すること。

4 実施期間

平成25年7月1日～平成28年6月30日

5 国に対して報告すべき事項本業務の遂行に当たって求められる質の確保がなされていることを確認するため、民間事業者は、下記の事項について中国四国地方環境事務所（以下、「国」という。）に報告する。

- ア 業務日報
イ 業務月報
ウ 年間総括報告書

6 民間事業者に対する調査、指示について

- (1) 国は当該業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- (2) 国は、民間事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

7 秘密を適性に取り扱うために必要な措置その他の請負業務の適正かつ確実な実施の確保のために契約による民間業者が講ずべき措置

- (1) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して国が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び

業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずるものとする。民間事業者若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(2) 業務の開始及び中止

ア 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

イ 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ国の承認を受けなければならない。

(3) 公正な取扱い

ア 民間事業者は、本業務の実施に当たって、本施設利用者を合理的な理由なく区分してはならない。

イ 民間事業者は、本施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区分してはならない。

(4) 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

(5) 宣伝行為の禁止

ア 民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない（自主事業として行う場合など、国から許可を受けたものを除く）。

イ 民間事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に對し誤解を与えるような行為をしてはならない。

(6) 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

(7) 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

(8) 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、請負事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(9) 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(10) 権利義務の帰属等

ア 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

イ 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。

(11) 再請負の取扱い

ア 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再請負してはならない。

イ 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再請負を行う場合には、再請負に関する事項を明らかにしたうえで国の承認を受けなければならない。

ウ 民間事業者は、上記イにより再請負を行う場合には再請負先から必要な報告を徴収することができる。

エ 再請負先は、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

(12) 請負内容の変更

国及び民間事業者は、本業務の質の向上の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。

(13) 契約解除

国は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除する。

ア 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。

イ 法第10条の規定を準用し、民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

ウ 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

エ 上記ウに掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

オ 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

カ 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。

キ 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

ク 暴力団を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ケ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

(14) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と国が協議するものとする。

8 契約により民間事業者が負うべき責任

本業務を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の当該事業に従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- (1) 国が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合、国が自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償等を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分について求償することができる。

9 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

(1) 民間事業者の責務等

本請負業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(2) 会計検査について

民間事業者は、公共サービスの内容が会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 22 条に該当するとき、又は同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条の規定により、会計検査院の実地検査を受けたり、同院から直接又は国を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

10 民間事業者の委託業務の実施体制及び実施方法

民間事業者が行う業務は、総括責任者が業務全体を総合監理し、業務責任者が総括責任者の指導を受け各業務担当責任者の指導監督を行い、各業務担当責任者がスタッフの指揮監督をすることとしている。

上記実施体制に基づき、日々業務の質の向上を図り、的確に実施することとしている。